

| 入札参加要領 | | |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入札参加資格 | <p>①公告日から落札決定までの期間に、世田谷区の契約に係る入札参加停止処分を受けていない者であること。</p> <p>②世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。</p> | |
| 参加申込 | 様式 | 様式「入札参加表明書」 |
| | 申込方法 | <p>様式「入札参加表明書」を使用し、「<u>申込先</u>」にメールにて入札参加の意思表示をしてください。</p> <p>※メールが未達の場合の責は負いません。必要に応じて申込先に確認してください。</p> |
| | 申込期日 | 令和5年12月5日（火）午後5時まで |
| 入札 | 様式 | 様式「入札書」、「入札内訳書」 ※入札内訳書の書式は任意 |
| | 入札方法 | <p>①封筒に入れ封印を押してください。</p> <p>②入札価格はリース月額を消費税（消費税及び地方消費税）抜きで記載してください。</p> <p>③入札金額内訳が分かる入札内訳書（任意書式）を入札書に添付してください。</p> |
| | 入札日 | 令和5年12月8日（金）午前10時30分 |
| | 入札投函場所 | <p>社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 〒154-0017 東京都世田谷区世田谷 1-23-2 3階A会議室</p> <p>※入札書を投函し、控室（3階B会議室）にてお待ちください。</p> |
| | その他 | <p>①1回目の入札で、予定価格以下の入札価格がない時は、最低価格の入札書を投函した応募者と交渉させていただきます。その結果不調になった場合、再入札とします。</p> <p>②予定価格と同額または下回る最低価格の入札書が複数の場合は、くじ引きを行います。</p> |
| 質疑応答 | 質問方法 | 「お問い合わせ先」へメールにてお問い合わせください。 |
| | 質問期日 | 令和5年12月5日（火）午後5時まで |
| 申込先・問い合わせ先 | <p>社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 経営企画課経営企画係 根岸</p> <p>電話 03-5450-8595（平日 9:00～17:00）E-mail : h_negishi@setagayaj.or.jp</p> | |

年 月 日

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
理事長 様

入札参加表明書

入札参加要領に記載の入札参加資格を満たしているため、下記入札に参加します。

| | |
|---------|---|
| 入札件名 | |
| 入札日時 | |
| 会社名 | 印 |
| 担当者名 | |
| 電話番号 | |
| メールアドレス | |

入札書

1. 件名 卓上紙折り機リース契約入札

2. 金額（リース料月額、消費税抜き）

| 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | |

入札参加要領に記載の参加資格を満たしているため、
上記の金額をもって請負いたします。

年 月 日

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 理事長 様

(入札者) 所在地

(住所)

社名

代表者

氏名

仕 様 書

1. 件 名

卓上紙折り機リース契約

2. 設置・納品場所

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団（住所：東京都世田谷区上北沢1丁目28-17）

3. 契約期間

令和6年2月1日～令和11年1月31日（60か月）

4. 対象物品

卓上紙折機（PF-P3210）ホリゾン・ジャパン株式会社：1台 ※機械運送費含む

5. 物品購入先

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

住 所：東京都江東区豊洲2丁目2番1号

電 話：03-6633-1318

担当者：指田 翔 様（公共支社 公共営業部 営業四グループ）

購入額：入札参加表明後に社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団から提示

6. 支払方法

点検合格後、請求に基づき口座振替にて支払う。

8. その他

本仕様書に記載のない事項については、その都度、担当者と協議の上で決定する。